記入要領/測量・建設コンサルタント等

# 令和９・10年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書
# （測量・建設コンサルタント等）記入要領

## ○ 記入にかかる一般的留意事項

（1）この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。

（2）この申請書に手書きで記入する場合は、インク又はボールペンで記入してください。

（3）数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては該当項目を○印で囲んでください。

（4）年号の大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを用いて記入してください。

（5）添付書類に、申請内容の確認に必要のない個人番号その他の個人情報が記載されている場合は、当該箇所をマスキング（黒塗り）してください。

## 1　申請書表紙

（1）「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者を記入してください。

（2）「申請要件確認」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされてい

る者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　申請書様式　コンサル【その１】

① 申請日現在で記入してください。

② 「業種区分」は、四国中央市から業務の発注を希望する業種区分に○印を付けてください。

③ 「総職員数」は、申請時点における職員数（パート、アルバイト等を除く常勤の職員数）を記入してください。

④ 「技術職員数」は、総職員数のうち、技術系の業務に従事している者の数を記入し、そのうち建設コンサルタント業務に従事する技術士の実数を「(うち技術士数)」欄に記入してください。

⑤ 「希望業務」は、四国中央市から業務の発注を希望する業務の欄に○印を付けてください。
（※注、希望業務は「登録」しているものに限ります。(⑥参照)）
また、「その他」の欄に○印を付けた場合は、『希望業務「その他」の内容』欄にその業務内容を具体的に記入してください。

⑥ 「登録部門」は、次のとおり登録している場合、該当欄に○印を付けてください。
○測　量　：測量法第 55 条第１項
○建築関係建設コンサルタント業務：建築士法第 23 条第１項
○土木関係建設コンサルタント業務：建設コンサルタント登録規程第２条第１項
○地質調査業務　：地質調査業者登録規程第２条第１項
○補償関係コンサルタント業務　：補償コンサルタント登録規程第２条第１項

⑦ 「登録部門」欄に○印を付けた場合、それぞれの登録事業ごとに登録番号と登録年月日を記入してください。

⑧ 「有資格者等職員数」欄は、該当する資格の欄にそれぞれ有資格者の人数を記入してください。また、１人が複数の資格を有している場合にもそれぞれ該当する欄に記入してください。
なお、技術士については、一つの登録部門で同一人が当該建設部門と総合技術管理部門の両方の資格を有している場合は当該登録部門について実数の１人として数え、「総合技術管理部門（建設一般)」のように、複数の登録部門に充てることができる技術士については主な従事部門１つのみにカウントしてください。

⑨ 「権限を委任する支店・営業所等」は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任し、継続的に当該事務を行う支店・営業所等について記入してください。

3　申請書様式　コンサル【その２】

①　四国中央市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列の企業（親・子会社又は親を同じくする子会社同士）があれば(1)、(2)又は(3)に記入してください。
申請者の役員のうち(1)、(2)又は(3)に記入した企業の役員を兼任している場合は(4)に記入してください。なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち 40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

②　申請日現在の電子入札用ＩＣカードの保有状況ならびに自治体の電子入札システムへの利用登録状況について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
※ 令和８年度現在、四国中央市では電子入札の登録を一部に限定しています。

4　測量等実績調書

当該様式下欄の記載要領に基づき、直前２年間の主な完成業務及び直前２年間に着手した主な未完成業務について記載してください。

5　技術者経歴書

当該様式下欄の記載要領に基づき記載してください。

なお、申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しの提出があれば、当該業務に係る「技術者経歴書」の提出を省略することができます。